

平成19年2月1日

規則第11号

熊本県後期高齢者医療広域連合職員の管理職手当に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、熊本県後期高齢者医療広域連合一般職の職員の給与に関する条例(平成19年条例第16号。以下「条例」という。)第9条の規定に基づき支給する管理職手当に関し必要な事項を定めるものとする。

(職の指定)

第2条 条例第9条第1項に規定する管理又は監督の地位にある職員及び第2項に規定する管理職手当の月額は、別表のとおりとする。

2 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職位に係る手当の額は、別表の手当の額に、熊本県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成19年条例第12号)第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を、同条第1項に規定する勤務時間で除した得た数を乗じて得た額とする。

第3条 削除

(手当の支給)

第4条 管理職手当は、給料の支給方法に準じて支給する。

(支給停止)

第5条 職員が月の初日から末日までの期間の全日数にわたった次の各号の一に該当する場合には、管理職手当は支給しない。

(1) 出張中又は研修中の場合

(2) 勤務しなかった場合(条例第27条第1項の場合及び公務上の負傷若しくは疾病又は通勤(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項又は第3項に規定する通勤をいう。)による負傷若しくは疾病により、承認を得て勤務しなかった場合を除く。)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成25年7月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の別表の適用については、当分の間、「78,900円」とあるのは「76,500円」と、「57,700円」とあるのは「56,000円」とする。

附 則 (平成29年9月5日規則第2号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成29年10月1日から施行する。

(平成31年3月31日までの間における経過措置)

- 2 この規則による改正後の別表の適用については、平成29年10月1日から平成31年3月31日までの間、「81,800円」とあるのは「76,500円」と、「62,700円」とあるのは「56,000円」と、「51,700円」とあるのは「46,900円」とする。

附 則 (平成29年12月25日規則第4号)

この規則は、平成30年1月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月29日規則第2号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(平成31年3月31日までの間における経過措置)

- 2 この規則による改正後の別表の適用については、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間、「81,800円」とあるのは「76,500円」と、「62,700円」とあるのは「56,000円」と、「51,700円」とあるのは「46,900円」とする。

別表（第2条関係）

管理又は監督の地位にある職員	管理職手当額（月額）
職務の級が7級の職員	81,800円
職務の級が6級の職員	62,700円
職務の級が5級の職員（総務課長、事業課長又は給付課長である職員に限る。）	51,700円